○厚生労働省令第二十六号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条及び国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第九条において準用する児童福祉法施行令第二十一条の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条の三十四　（略）	**第六条の三十四**　（略）
一　（略）	一　（略）
二　法第十八条の五各号（第四号を除く。次条において同じ。）のいずれかに該当するに至つた場合	二　法第十八条の五各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つた場合
第六条の三十四の二　都道府県知事は、保育士が法第十八条の五各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に書類の提示その他の必要な情報の提供を求める方法によって、当該保育士が同条各号のいずれかに該当するか否かを確認するものとする。	（新設）

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（児童福祉法施行規則の準用）	（児童福祉法施行規則の準用）
第六条　児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	**第六条**　児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
（略）	（略）
第六条の三十四第二号及び第六条の三十四の二	第六条の三十四第二号
法第十八条の五各号	法第十八条の五各号
特区法第十二条の五第四項各号	特区法第十二条の五第四項各号
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項及び第三十五条の規定に基づき、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

厚生労働大臣　加藤　勝信